

## 第9回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年2月24日（金）14:50～16:51

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、安念潤司、高橋滋

（専門委員）村上文洋

（政府）羽深内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、西川参事官

（有識者）A.T.カーニー 吉川氏

マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹 飯塚氏

（総務省）総合通信基盤局電波部電波政策課 田原課長

（総務省）自治税務局市町村税課 池田課長

（文部科学省）生涯学習政策局情報教育課 磯課長

（文化庁）長官官房著作権課 水田課長、秋山課長補佐

4. 議題：

（開会）

議題1 電波周波数の調整・共用

議題2 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

議題3 IT時代の遠隔教育

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは始めさせていただきます。「規制改革推進会議 第9回投資等ワーキング・グループ」でございます。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして本当にありがとうございます。

本日は、大田議長、安念委員にも御出席をいただいております。吉田座長代理、江田委員、八代委員は所用により御欠席と伺っております。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

早速、議題1「電波周波数の調整・共用」に入らせていただきます。

まず、この議題を取り上げる理由、背景でございますけれども、第4次産業革命、IoT技

術の急速な進展などによって電波の利用が急速に増加をしている。特に2020年、東京オリンピック・パラリンピックがございませう。周波数の逼迫が深刻な課題になるのではないかとこの指摘もあるわけがございませう。従前から当規制改革推進会議へは、周波数の割り当てに関して、さまざまなホットライン提案も寄せられています。こうした課題を早急に検討していく上でも、まず全体の枠組みの話を議論していきたいということでございませう。特に海外では、こうしたニーズに対応して、政府用・公共用の周波数について共用再編といったことが日本よりも先行して積極的に進められているといった御指摘もあります。今日は、こうした事情について有識者の方からのヒアリングをさせていただきたいと思っております。

また、この問題については総務省でも既に検討会、懇談会での議論が進められていまして、一定の取組がなされていると承知をしております。これは次回以降にまた総務省さんからのお話も伺っていききたいと思っております。

本日は、お忙しい中を、A.T.カーニー株式会社のパートナーである吉川様、一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹の飯塚様にお越しいただいております。お忙しい中大変ありがとうございます。また、総務省から総合通信基盤局電波部の田原電波政策課長に御出席をいただいております。後ほどコメントをいただければと思っております。

では、早速ですが、吉川様からまず御説明をお願いいたします。

○吉川氏 A.T.カーニーの吉川と申します。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうの資料は、資料1-1でございませう。1ページと書いたところを見ていただきたいと思うのですが、今日、電波の有効利用について提案させていただく背景を述べております。言うまでもなく、皆さん、スマホとかタブレットをたくさん利用していらっしゃると思いますが、今、時は第4次産業革命ということで、いろいろなものにインターネットがくっつく。コネクテッドカーとか、ドローンとか、いろいろなものに通信モジュールがくっつくという時代になってきております。そのおかげで、多分、通信トラフィックは年間2~3割増えている状況でございませう。従来のスマホももちろんこれからはますます大容量化、高度化していきますので、周波数の需要はどんどん急増していくという時代でございませう。

もう一つ、日本が抱えている大きなチャレンジは、東京オリンピックを2020年に迎えるということでございませうが、オリンピックというのは実は結構電波を使う時期でございませう。放送用のカメラとか、マイクとか、例えばおもしろいのですがフェンシングというのはセンサーの固まりみたいな競技でして、変に電波を使うとセンサーが誤作動してちゃんと審判が判断できないというぐらい、最近のオリンピックは競技の面でもセンサーが必要不可欠になってきております。

東京オリンピックが決まる前に、我々は実は2012年のロンドンオリンピックで何があつ

たかというのをいろいろ聞く機会がございました。ロンドンオリンピックは2012年なのですが、開催が決まったのは2005年で、この後に大きなイベントがあったのです。2007年にiPhoneが発売になった。ロンドンオリンピックの組織委員会は、まさかスマホがこんなふうに普及するだろうとは思っていなかったのです。これは大変だと。みんながスマホを使ってスタジアムで画像とかを見出したら大変なことになる。これをどうするかというのが結構大きな議論になったわけでございます。

我々は、ちょうど3年ぐらい前にOfcomという日本で言う総務省さんに相当する機関にいろいろインタビューする機会があったのですが、やはり周波数の捻出は大きな課題であったということを担当の方がおっしゃっていました。普通は年間5万件ぐらい免許を出すのですけれども、オリンピックのときには追加的に5万件ぐらい出したと。利用効率を高めるために、有効期間が1日とか2日の免許も出しましたとか、それから、軍用の周波数とかパブリックな周波数からも臨時に捻出して、この期間だけ周波数を貸してくださいというようなことをやったということでございます。

では、東京オリンピック、ロンドンから8年後ということは何が起こるかなのですけれども、多分、スマホはもっと皆さん当然利用しているようになるということと、いわゆる4K、8Kで画像を見るというような時代が来ている。それから、今は2019年ぐらいに予定されていますけれども、テレビ放送をネットで同時配信で見る。いわゆるワンセグではなくて、携帯電話の電波を使ってスマホでテレビを見る。このようなことが可能になる。

それから、ほかにもワイヤレス給電といたしまして、ケーブルを使わずに携帯電話のバッテリーが充電できるような技術なども多分投入されるとなると、それなりにちゃんと準備しておかないと、周波数問題が2020年に大きな問題になる可能性があるということでございます。

ロンドンの場合は、なるだけトラブルが起こらないように枯れた技術でやろうとしていたのです。2012年ですが、2010年ぐらいの技術でやろうとしていたのですが、日本はぎりぎりまで最先端で引っ張ろうとしているのですけれども、これは本当に大丈夫かなと思うのです。電波については相当いろいろ考えておかないといけないということでございます。

裏のページに行きまして、2ページ、各国がどういう対応をしているかということなのですが、特にアメリカ、イギリスでは、軍用を含めて公共用の電波の捻出をいろいろ図ろうとしております。アメリカの場合は、周波数スーパーハイウェイ構想というのがありまして、連邦政府用の周波数から最大1,000MHzぐらいを官民共用にするとか、周波数のアクセスシステムを導入して、どのように利用されているかちゃんとわかるようにしようというようなシステムを入れていたりします。

イギリスでも、先ほど申し上げましたけれども、公共セクターの電波を捻出して民間に開放する。国防省が持っている電波を含めて民間に開放するという施策を導入して、ロンドンオリンピックを何とか乗り切ったということでございます。

こういう背景から、今後、皆さんで考えていただく必要があると思っている点を幾つか挙げておりますけれども、まずは公共用といいたしめようか、オリンピック用の帯域は相当臨時に捻出する必要があるのではないかと考えているというのが1点です。

それから、捻出のために考えていただきたいと思っているのが共用です。官官の共用もあるかと思っっているのですけれども、電波はいろいろな周波数ごとに、いろいろな用途に割り当てられているのです。警察用とか消防・救急、防災行政、防衛用とかに分かれています。これを一部、共用化を図っていくことが必要かと思っいます。場合によっては官民の共用というのも進める必要があるかと思っっておりまして、何のことはない、空港は実は官民・軍民共用の飛行場は幾つかあります。例えば三沢とか千歳、小松、徳島は実は航空自衛隊と民間、あるいは米軍と民間が一緒に使うというのもあって、別に軍民共用というのも十分あり得る。空港でできて電波でできないということはないと思っのですが、こういうものが実際にあるので、電波でもやってみましようということなんです。

それから、終了促進措置と書いていますけれども、電波というのは地上げに似ているところがありまして、既に利用している人に立ち退いていただいて、次の人に入っいただく必要がある。あいていればいいのですけれども、既に誰かが利用している場合は立ち退いていただく必要があるのですが、これについて総務省さんが頑張っって、700MHzと900MHzで、いわゆる新しく入る人が立ち退く人の移転費用を持ってあげるというスキームを入れられたのですが、これをもっと拡大していく必要があるだろうと思っっております。

ほかにもIoT用とか、いろいろな新しい用途が出てきますので、試験的な免許制度を導入して、特に電波の共用、シェアリングというものを前提とした免許の交付もやっいただく必要があるのではないかと考えておるわけでございます。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

質疑応答はまとめてさせていただきますので、続いて、飯塚様からお願いいたします。

○飯塚氏 マルチメディア振興センターの飯塚と申します。きょうはお時間をいただき、ありがとうございます。

私のほうからは、海外動向ということで、アメリカ、イギリスを中心に御説明をさせていただきますと思っいます。

シートの番号でいきますと、まず3ページをめくっいただきたいのですけれども、最初に、そもそも政府の周波数を開放するといった場合に、どのぐらいから取組が始められてきたのかということ若干御紹介させていただこうかと思っいます。

シートの3ページにつきましては、これはイギリスの例を挙げておりますけれども、イギリスというのは1993年前後から、これまで警察、消防、救急などの機関がそれぞれ独立したシステムを構築し、運用していたものを一本化して、単一のシステムを各組織が共同で利用しましようというシステムに移行する取組が内務省主導で始まったのが1993年になります。この最大の目的が、インフラの重複投資を避けることによって財政支出の削減を

図るといふところに狙いがあったと理解しております。その後、大規模なテロですとか災害があったときに、そういった現場におきまして、警察、消防、救急等の組織が、組織の壁を越えて横で連携しながら救助活動を行うために、単一のシステムを共同で利用することの重要性に対する認識が高まってきたことと同時に、これまで各政府ごとに割り当てられていた周波数を統廃合いたしまして、あいた帯域を新たな電波利用ニーズに配分するというようなことが検討され始めたのが1990年代ということになります。

続いて、4ページに移っていただきまして、アメリカにおきましては、もちろん1990年代からオークションというものがアメリカでは導入されていまして、政府の周波数を移転させる措置は90年代から行われていましてけれども、本格的に政府の周波数の見直しが始まったのが2003年のちょうどブッシュ政権のときですが、電波政策イニシアチブというものが契機になっていると位置づけられるかと思えます。

この中で、連邦周波数戦略計画というものを策定しなければいけないということがありまして、各連邦政府機関がどの周波数をどのぐらいの頻度で何のために使っているのかということを実況把握しまして、その上で各機関で将来的にどのぐらいの電波利用ニーズがあるのか、各機関で独自の業務であるとかアプリケーションのために専用帯域がどのぐらい必要なのかということが慎重に議論されたという経緯があります。

そうした流れの中で、ミッションクリティカルな業務であるかどうかということの評価が重要になってきてまして、ミッションクリティカルでないという評価の場合には、可能な限り省庁間でシステムを統一化したり、可能な場合には商用のサービスを利用するとか、それから民間に周波数を開放して共同で利用するといったようなことをしまして、政府に専用に割り当てられているチャンネルは削減していこうという方針が示されたかと思えます。

このアメリカのケースにおきましては、特に新しい革新的な無線技術を迅速に導入して経済成長を図るといふことが狙いとしてある一方で、国の安全を担うミッションクリティカルな業務をいかに保護していくかということの政策的なバランスをいかに図っていくかというのが重要な論点だったと理解をしています。

続いて、5ページ目ですけれども、ここからが現在の制度の枠組みについて概略を示したものになります。大きな流れといたしましては、官から民への周波数の開放というのが位置付けられるかと思えます。政府機関が使用する周波数を民間に明け渡すとか、民間と共用するという取組が進んできているのですけれども、現状のところ、今どういった帯域でそれが行われているかということ、そもそもIMTバンド、携帯電話用に割り当てられている、国際的に配分されている携帯電話用の周波数を国によっては政府機関あるいは軍が使っているケースがあるということですので、まずはその帯域については移転をしてもらおうとか、共同利用をさせてもらう方向に持っていくべきではないかということで、官民周波数共用というのがメインストリームになってきています。

その背景といたしましては、政府の周波数の移転に時間がかかるとか、移転コストも膨

大になるということなので、共用を前提とした免許制度を新規に割り当てていくことを検討していく必要があるのではないかというのが、現状の制度的な立ち位置になっています。その中で、周波数を共用するとき技術的にどういった技術開発が必要なのか、混信を回避するためにはどうしたらいいのかとか、あいているチャンネルを動的にダイナミックに割り当てるためにどうしたらいいのかといった技術的な取組も同時並行で行われているという状況になるかと思います。

続きまして、6ページです。これはアメリカの現状の制度、今の電波政策、周波数開放政策が何に基づいているかということですが、2010年に大統領の覚書の中に、2020年までに500MHzを新たに無線ブロードバンドに開放するということが盛り込まれまして、現状、これをベースに周波数開放政策が行われています。

実際に進めているのは、国家電気通信情報庁（NTIA）というところが取りまとめ役となりまして、毎年どのぐらいの周波数が確保できたのかという達成度合いについて、毎年進捗報告を出しています。その進捗報告については、参考資料の12ページに載せておりますので、後で御覧いただければと思います。

それから、官民周波数共用政策につきましては、一番ポイントとなるのが真ん中にごさいます2012年7月のPCAST勧告です。このPCAST勧告の中で、後ほど御説明します階層型管理アプローチですとかダイナミック周波数アクセスシステムといったものが提案されておりまして、こうした政策を踏まえまして、法的には2012年や2015年の法律におきまして、連邦政府の周波数をオークションにかけるとか、官民で共用するといったような規定が盛り込まれているのが現状になるかと思います。

続いて、7ページですけれども、公共セクターの周波数開放政策ということで、イギリスにおきましても、同じように2010年に政府が公共セクターの周波数開放というものを打ち出しまして、2020年までに500MHzを新しく確保する方針が示されています。イギリスにおきましては財務省が取りまとめ役となりまして、公共セクターの周波数の割り当ての見直しを行っております。この見直しにおきましては、国防省（DOD）に割り当てられている周波数についても、例外なく見直しの対象となっているということになります。

実際にその見直しをする実務は、財務省が100%保有します英国政府投資会社というところが行っております。こちらが規制当局の通信庁（Ofcom）の助言、アドバイスを得ながら、公共セクターの開放プログラムというものを実施しています。

英国政府投資会社が2016年4月に年次報告書を発表しておりますけれども、その中で民間に開放すべき周波数として2.3GHzですとか1.4GHzというものが特定されておりまして、この帯域については、現在、国防省（DOD）が共用検討について見直しを行っているという状況になります。加えまして、現在、公共安全業務として使われている380MHzも民間へ開放するということが特定されている状況になっています。

続きまして、8ページですけれども、周波数共用といった場合に、既存の制度の中においてどういった調整方法があるのかということをおおきく分けると、この①②③に分けられ

るということで整理をしております。こうした周波数調整の中に、官民共用の例を挙げるとすると、②でございますように、軍事用のシステムと商用LTEを共用しましょうということで、アメリカで既に実施されています。③については、アメリカやイギリスにおきまして、第三者機関が周波数の調整を行うというケースがありまして、特に業務用無線ですとか公共安全用、パブリック・セーフティー用に割り当てられている無線システムにつきまして、規制当局の許可を受けた上で、周波数コーディネーターという位置付けで、異なるユーザーの免許人間の周波数調整を行っているケースがございます。

続いて、9ページです。実際にアメリカのPCAST勧告で提案された階層型管理アプローチ、官民周波数共用をどうやって実現していくのかということですが、既存免許人を保護しながら、新しいユーザーを免許制のもとで管理して、可能な限り周波数のアクセス機会を極大化しようというものです。アメリカのPCAST勧告の中には、一番下の階層に属しますGAAというのがありますが、これは免許不要利用のことです。こうした管理型階層アプローチの中でも、無線LANだとかそういった免許不要機器の導入も組み込んでいきます。ただし、その場合には、免許不要であっても、その機器の所在がどこにあるのかということ登録しなければいけないといった要件が提案されていることとなります。

こうした仕組みを実現するためにPCAST勧告で提案されているのが周波数アクセスシステムということで、次の10ページに記載をしてありますけれども、この周波数アクセスシステムというのは、あらかじめ登録されている既存免許人の基地局の情報ですとか、既に使っている免許人の端末の利用情報だとか、そういったものをデータベース化しまして、それを踏まえて利用可能な帯域であるとか場所あるいは時間、送信電力などを計算しまして、この周波数アクセス制御システムというところが、あいているチャンネルをリアルタイムで動的に割り当てるといったものを実現する仕組みになっています。

こうしたシステムを提供するプロバイダというのは、今、欧米で複数存在するのですが、必ず規制当局の承認を受けており、通信規制当局の承認を受けたプロバイダがこういった仕組みをつくっているということになります。

実際の運用につきましては、参考資料の13、14ページに、米国でSASのシステムが初めて導入されたケースとして3.5GHz帯がありまして、その運用の状況について掲載をしております。

駆け足でございましたが、説明は以上になります。

○原座長 大変ありがとうございました。

質疑の前に、まず確認のために、公共用の周波数の開放、それから官民共用といったお話をいただいているわけですが、特にアメリカ、イギリスで進んでいるという話をいただいているわけですが、これは決して日本の総務省さんが何もやっていらっしやらないとかそんなことではなくて、オリンピック・パラリンピック用に割り当てる周波数については、今、パブコメ中ですね。それから、公共用の再編ということはこれまでも取組があり、官民共用その他の課題についても、これは吉川さんの資料の最後の3ページのところでも御

紹介をされていますけれども、2014年の電波政策ビジョン懇談会とか、昨年の電波政策2020懇談会といったところで、こういうことがさらに大きな課題になってくると、引き続き検討課題があると、そんな議論がなされていたと承知しております。

最後にとおりましたが、もしよろしければ田原課長、一言だけ短くコメントをいただいて、その上でさらに議論できればと思います。

○総務省（田原課長） ありがとうございます。総務省の電波政策課長をしております田原と申します。

今、原座長からも御指摘がありましたとおり、公共業務用周波数の積極活用ということは、私どもも大きな課題として取り組んでいるところでございまして、今も御説明がございましたけれども、従来、使えるものは使っていくというスタンスでございまして。特に需要が伸びているのは、先ほどスマートフォンの話もありましたけれども、携帯電話の関係で、こういったところのモバイル用の周波数をいかに確保していくかということで、現在も公共業務用の周波数、共用でいくのか、少し再編していただいてもう少しあけられるのかということで、まず技術評価をしているということで取り組んでいるところでございます。

オリンピックにつきましても、今、御説明がありましたとおり、現在、パブコメをしておりますけれども、その対象周波数として公表しているものには、もう公共業務用もすべからく、かなり幅広い範囲で検討対象にしますよということでパブコメをさせていただいています。オリンピックについては、場所限定、期間限定のプロジェクトというか利用でございまして、そこについては公共業務用であろうが、ぎりぎり言ってしまえば、それこそ、携帯電話は全部使っているからなかなかそういうのはできませんが、例えば関西方面とかでしか使っていないようなものは関東でも使えますし、要は災害時に使うようなものであれば、災害が起きてしまうと使えませんが、平時には使っていないというものについては、オリンピックの期間中活用してもいいだろうというものもオリンピック用に周波数を確保していくということで、私どもは考えているところでございます。

そういった確保のときに、既存のものに干渉が起きてしまって使えないとか、そういうことが起きてしまうといけないというのがありますが、技術評価もあわせてしっかりやっっていこうということを考えております。

いずれにしましても、これから徐々に、今はパブコメでこういった周波数を対象としますよということをお示しして、今度、具体的にこういった使い方がしたいといった外国のテレビ局などの方々のニーズが出てきますので、それを具体的に、どこをどのように使いますかという詰めをしていくことになろうかと思っています。

いずれにしましても、相当数の数、先ほど5万という数字が吉川さんのほうからありましたけれども、私どもが組織委員会から聞いている無線局数ですと、ロンドンで5,000、リオで7,000、東京は1万ぐらい来るかなと思ってございまして、1万ぐらい対応できるようなつもりで周波数を確保していこうという取組を考えているところでございます。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

総務省さんの取組はまた次回以降に改めて機会を設けますので、今日は主に、せっかくお越しいただいております吉川様、飯塚様を中心に御質問の時間をつくりたいと思います。

その前に、御欠席の江田委員から御意見をいただいております。

スマートフォンの急速な普及やIoTの進展を踏まえ、マクロ経済の観点からも周波数需要が急拡大する用途に迅速に周波数割当てを行うことは誰もが認識している通りであるが、より実効的にしていくべきである。

例えば、

1. 米国ではNTIAが所管する公共サービス向け周波数をFCCと協力しながら民生用に積極的に解放していく努力が成果を出しつつある。一方日本はこの種の議論が積極的であるという認識はあまり持たれていない。これらは5年後、10年後の産業発展に影響を与える可能性があり、聖域なき議論を積極的に行うべきである。
2. 米国では、3.5GHz帯に一般にLSA(Licensed Shared Access)と呼ばれるクラウドを活用して公共サービスとモバイルサービスの共用を行う具体的法制化が完了しているように、公共サービスの解放が難しい周波数帯であっても可能な限りモバイルサービス向けに割当てを進めていく具体的アクションがある。一方、グローバルにLSAが議論され始めて6年ほど経過するが、日本で具体的に法制化の議論は起こっていない。1.の最後のコメント同様、聖域なき議論を積極的に行うべきである。
3. また、センサー、ドローン、ロボットなどの新しいIoTデバイスの普及に伴い、免許不要局としての電波利用が急増すると見込まれるが、新たな免許不要帯の検討や免許不要局の活用に関する法制度の整備は、Wi-Fiの帯域拡張の議論で見られるように他国に比べて遅く、今後より迅速な進め方が期待される。
4. ただし、5Gに向けては、総務省様のリーダーシップの下、ITUにおける議論に先行して周波数割当てに向けた議論が積極的に行われている。グローバルハーモナイゼーションも踏まえものになっており、大変好ましいものである。

では、委員の皆様からの御質問をいただければと思います。

吉川様、飯塚様、どちらからでも結構なのですが、総務省さんでも一定の取組はなされているという中で、特にアメリカ、イギリスと比べたときに、官民共用あるいは公共共用を再編していくという取組がどう見えているのか。それから、日本でさらに何をやるべきと思われるのかといったことについて、コメントをいただければと思います。

○吉川氏 総務省さんのほうでいろいろ取り組まれているのは存じ上げています。ただ、

電波の割り当てで割とブラックボックスになっているのは、例えば警察用とか防衛用、一旦割り当てたのですけれども、その詳細の利用というのが、割り当てではなくてその中で実際にどれくらい使われているかというのは、多分余り外の省庁から明らかになっていないのではないかと思います。ですから、やはり一つの省庁だけではなかなか共用化しようにも利用度合いがわからないとやりにくいところをこれから解決していく必要があるのではないかと。電波というのもある意味で、縦割りの弊害になっているようなところがあるのではないかとというのが、私の持っている仮説です。

○原座長 ありがとうございます。

飯塚さんはいかがでしょう。

○飯塚氏 ありがとうございます。

吉川先生の御指摘のとおり、縦割りというのはどこの国でも例外なくある問題ではあると思います。それを横串で、誰がどのタイミングで、トップダウンで行うのかというところが大きな違いなのかと思っております。イギリスですと、冒頭申し上げましたように、警察、消防、救急ですとか、そういった緊急サービスのネットワークを一本化するときに、誰が一本化するのかという音頭をとるときに、内務省に権限を与えて内務省で導入を始めて、お金をつけて、そこに後から消防だとか、救急だとかのユーザーが乗っかってくるというような道筋をつけたところがあります。そうした取り組みがなぜ重要かということ、もちろん財政支出の削減というのもありますけれども、イギリスでもロンドンのテロがあったり、アメリカにおきましても9.11がございまして、そこで何が問題であったかということ、それぞれの組織がそれぞれ別のシステムを持ち込んで現場に行くことによって、救助活動に当たる人たちが、組織が違うことで横の連絡ができないということがありました。そういった反省を踏まえて、アメリカにおきましても、全国統一のシステムを構築しようと、今、現在進行形で進んでいますけれども、それもNTIAが主導してやっているという状況があります。

そうすることによって、複数の機関に割り当てるという電波割当ての重複も回避できますし、歳出増も回避できるというメリットがあります。誰がまとめ役となって推進していくのかということ、それが法的な根拠なのか何なのか議論する余地はあるかと思えますけれども、きちんと検討していく必要があるのかなと思えますし、アメリカにおきましては、大統領のトップダウンというのが一番重要になっていると感じているところです。

○原座長 ありがとうございます。

1点だけ。日本の場合に公共用に割り当てられているところ、例えば自衛隊用であるとかそういったものについて縦割りでブラックボックス的に見えない状態になっている。一方で、イギリス、アメリカでの共用をされている場合には、当然ながらここは軍用ですということはある程度わかった状態で民間に一部使わせることになるのかと思うのですが、そこは見える状態になっているのでしょうか。

○飯塚氏 御指摘のとおりです。90年代から既に見えていたかどうかは確認できていない

ですけれども、少なくとも現状、イギリスですと通信の規制当局Ofcomは、ウェブサイト上におきまして、周波数分配表に加えまして、どの業務で何に使っているのかということを経営開示しております。パブリック・セクターというカテゴリーの中に、ミリタリーですとか、ポリスですとか、ファイヤーだとかという表現で、誰が使っているのかというのは事細かく確認することができます。

○原座長 いかがですか。

○高橋委員 全く素人でいろいろ教えていただきたいのです。まず、防衛とか軍とか警察の周波数の利用状況について、これを公表した場合に安全保障上の支障は何かないのかどうかということを第1点、教えていただきたい。

それから、共用という話について2つのことをおっしゃっているように聞こえました。1つは、システムそのものを一緒にして共同で使えるという話と、他に、周波数を何らかの形で分けて、それ全体を有効に使うという話と2つあるような気がしています。

そのときに、共用、全くシステムが一緒ということは、消防でも何でも一緒に連絡が飛び交う、アクセスをお互いに切ることができないという形で、全く同じような形で連絡をするというふうには聞こえるのですが、そういう理解でよろしいかということ。

それから、そういうことではなくて、あいたところを最大限利用するという意味での共用だとします。そうすると、9ページにあります、アクセスを一次アクセス、二次アクセス、一般認可アクセスというふうに分けていかないと、うまくいかないのかなという気がしますが、日本の場合、そういう議論になるのかな、というところを教えていただきたい。特に二次アクセスについて、立ち退けと言われて急に立ち退けるか、既存のところを、これを急に使いたくなったからおまへはどけと言われてきたときにどけるのか、というような危惧もあります。

その辺、3つか4つ御質問さしあげましたが、お答えいただければと思います。よろしくをお願いします。

○飯塚氏 ありがとうございます。

1番目の安全保障上の問題ということですのでけれども、これについては、私、事実確認できていないので、正確なところをお伝えできないかと思いますが、本当にミッションクリティカルなところは恐らく開示はしていないのではないかとはいえますが、実際にウェブサイトを見る限り、ほとんどミリタリーユースというのが大半を占めていることがわかることからすると、ほぼ民間に開示されている、情報の大部分は開示されているという理解でよろしいのではないかと思います。

そのときに、ミリタリーだけが専用に使っているバンドはここなのだということもわかりますし、このバンドはミリタリーと業務用無線とで共用しているバンドなのだということもわかりますし、ここはミリタリーとラジオマイクが共用しているのだということも開示されているので、ユーザーから見ると、何がどこで使われているのかということが大部分は見られることになっているかと思えます。

その共用システムについてですけれども、どこの国もそれぞれの自治体単位でネットワークを構築して、警察も、消防も、救急も、海外でもそうですけれども、実際にそういう既存のシステムがありまして、ただ、その弊害をどうやって乗り越えるか。先ほど申し上げたように、災害が起きたときに単一の全国システムをレスキュー隊員が同じシステムを使って災害救助に当たれることが非常に重要であるという認識が背景にありますので、そうしたシステムも導入すべきであるというのが多分一番大きな考え方、背景になっていると思います。

その運用の仕方は、技術的なところはもちろんクリアされていると思いますけれども、私のところでは、申し訳ないですが、技術的にどうやって運用しているのかというところまでは把握できておりません。欧州の中で一般的に公共安全システムとして導入されているTETRA方式というシステムがあるのですけれども、それほどこの国でも公共安全機関が共同で利用するシステムということで導入されているのが実情になっています。

それから、二次アクセスのお話がありましたけれども、この二次アクセスの方は、御指摘のとおり、使っているときに連邦政府、アメリカの3.5GHz帯ですと海軍レーダーが使っているのですが、海軍レーダーの信号を検知したら二次アクセスの人たちは利用を停止しなければいけない仕組みになっていて、それを開発しています。連邦政府の無線信号には混信を与えてはいけないので、アメリカにおきましては、3.5GHz帯のLTEをスポット的、エリア的に使いたいというニーズに対して、エリア限定、特定のエリアもしくは競技場だとか人の集まる場所において、3.5GHz帯の二次アクセスという免許制度のもとにLTEを展開しようということが想定されているようです。海軍レーダーですと、海岸沿いからある一定の距離のところは使えない排他的ゾーンがあって、そこは使えないのですけれども、その排他的ゾーン、エクスクルーシブゾーン以外であれば使えるということなので、内陸においてはある程度自由に使える状況になっているかと思います。

しかも、アメリカの場合におきましては、免許不要局でも利用しようということなので、二次アクセス、一次アクセスに干渉を与えない限り、小出力・省電力でどこでも使っていということになります。ただし、免許は要らないのですけれども、必ずその設備がどこにあるのかというのを管理する必要が出てくるので、免許不要であっても、それがどこにあるかを先ほどのデータベースに必ず登録する義務が発生するというので、完全に無線局を管理しようという理念で進められているということになります。

○原座長 ありがとうございます。

○安念委員 私も素人なので、今の一般認可アクセスというものですが、日本だと一番考えられるのは携帯ですね。あれも技術的には無線局だと思うけれども、別に免許は要らない。ここで言っているのは、そういうものとは違うのですか。もしそうだとすると、位置を届け出るといったって、ふらふら動いているのですからそれは無理ですよ。そうすると携帯の基地局みたいなものを考えるのかしら。とんちんかんなことを伺っているかもしれませんが。

○飯塚氏 とんでもないです。御指摘のとおりでして、説明できなくて申し訳なかったのですけれども、参考資料の13ページ、14ページに、ちょっと字ばかりで恐縮なのですけれども、どういう仕組みのもとで運用しているのかというのが、一番下のところです。イメージとしては、無線LANのアクセスポイントです。無線LANのアクセスポイントがどこにあるのかというのを必ずデータベースの中で管理していただきますということになります。なので、ユーザーから見たら、携帯電話とアクセスポイントという関係になります。

○安念委員 わかりました。

続いていいですか。共用のお話が出てきましたが、共用というのは技術的にパーマネントに可能なものなのですか。それとも、短期間だからそれくらいは我慢してもいいという程度のものなのでしょうか。

それともう一つ、官民共用とか官官共用というときの官の範囲ですけれども、今でも、それは確かに警察とか防衛というのは、多分非常に大きい帯域というか、ヘビーユースだと思うのですが、ほかにも結構、それほどヘビーではないけれども、いろいろあるというのはありますね。漁船の何とかとか、気象がどうしたとか、港のどうかで、いろいろあるではないですか。ああいうのも技術的にはみんな共用可能なのですか。技術的には可能だけでも、余り使い勝手のよくないバンドだから実際の需要はそんなにないだろうとか、そのような話になりそうなのですか。もし、これも教えていただければありがたい。

○飯塚氏 政策的な方針としては、基本的にはこの帯域は共用ですといったら、それはずっと共用で使うことを大前提ということで、この政策を打ち出していると位置づけていただいてよろしいかと思います。

官民共用ですとか官官共用といった場合に、先ほどアメリカの電波政策イニシアチブのところの説明を省いてしまったかもしれませんが、要はミッションクリティカルな業務であるか否かというところの精査が非常に重要になってきていて、アメリカの議論を見ても、どこの省庁だって、これからブロードバンド化して電波が足りない。しかも、ドローンが出てきたり、自働運転ですとか、潜水艇も無人化されるということで、電波が足りないのは政府だって足りないのだという議論が当然にして出てくるわけです。そのときに、本当にミッションクリティカルかどうかということきちんと議論して、これであればこのぐらいの帯域は必要であるということの省庁間の調整をNTIAが主導して、きちんと議論をして、そうではない日常の業務連絡ですとか、そういったところにつきましては、なるべく複数の省庁で同じシステムを使う。あるいは、携帯電話を連絡用に使うなど、日常の連絡業務については官官で同じシステムに移行していくとか、もしくは商用サービスを利用するといった形で、なるべく専用のチャンネル、ミッションクリティカルでないような用途につきましてはチャンネルを削減して行って、民間に開放するという方針を出してきたのが、2003年のアメリカということになるかと思います。

○安念委員 いろいろありがとうございました。○村上専門委員 どうもありがとうございました。

1点、もし御存じでしたら教えていただきたいのですが、日本において今後どの周波数帯域が、いつごろ、どのぐらい逼迫するかといった需要推計がなされているのであれば、後ほど事務局経由でもいいので教えていただければと思います。

○総務省（田原課長） モバイル用のターゲットで、いつまでにどのぐらいかという、過去にトータル2,700MHzを確保していきましょうという目標を立てています。

○村上専門委員 いつまでに対処しないと足りなくなるといった議論はされていますか。

○総務省（田原課長） 足りなくなるといふところの評価がどういう形かが問題で、今の携帯電話のシステムで言うと、足りなくなるといふのか、使えなくなるのかで状況は異なります。サービスを提供する側からすると、さくさく動かない状態が逼迫という形とっておりますが、それが直ちに使えなくなるサービスとはならない。実際に今、既に使えなくなるというか、ちょっと遅くなってしまうような地域があることになってしまうわけで、それが必ずしもいつまでに通信がパンクするというようなものではない。ただ、先ほどのオリンピックの2020年までにこういったシステムを入れましようとか、世界的な流れはあります。そういったものを入れていくには、先ほど2,700MHzと言いましたけれども、それは全体でこういったサービスに対する周波数帯域でこのぐらい必要といったターゲットを示して確保できるように取り組んでいきましょうという形でやっています。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○大田議長 これは田原さんにお聞きしたほうがいいでしょうか、こういう話は政府がやるぞと決めたらそれでできる話なのですか。反対するところはどこでしょうか。

○総務省（田原課長） 説明の前に数字だけ訂正させてください。先ほどロンドンで5,000と言ったのですが、ロンドンで6,000、リオで9,000に訂正させてください。

今のお話ですけれども、公共業務用、要は国の周波数は、やはり一番利用している省庁、警察庁、防衛省、そのほか国交省の方々などとなります。我々も国の無線局の利用効率が悪いのでは仕方ないので、例えば昔のアナログよりデジタルの方の幅が狭くも効率がいいというのがあり、それに移ってくださいというのは従来からやってきていて、予算を立ててきちんと計画を立ててやっていただいているので、デジタル化率はかえって民間よりよかったです。

ただ、共用してとか他のシステムに移ってくださいとなると、それぞれの組織の利用形態が問題となって、ミッションクリティカル云々の細かい判断になってきます。その部分は私どもでは、判断し切れないところが正直あるのは事実でございます。

利用状況につきましても、我々も評価のところは国の無線局もやっております。個々にどのように防衛、軍のシステムが利用しているかを公表しているというお話がありましたが、そのところについては公表からは除外しています。それは電波法の省令の中で、安全上とか安全保障上といった観点で除いている部分で、細かい利用のところまでを免許情報という形では公表しないようになっています。

○原座長 今の点で、イギリスでは軍事用というのを相当程度開示して、日本では安全保

障上できないというのは理由があるのでしょうか。どなたでも結構です。

○総務省（田原課長） 何ともお答えのしようがないのですが、私どもに公表を求められたときは、ここを公表していいですかと確認するわけですが、そこで安全保障上これはクリティカルなのだと言われてしまうと、それ以上公表はできませんといった判断になります。先ほど高いレベルでの判断ではとの話がありましたが、なかなかその一個一個の話をしても、これはというのをどこで判断するのかという難しい判断になるかと思えます。

○原座長 大分時間が迫ってきておりますが、もし何か最後に一言、言い残したことはよろしいですか。

では、皆様、大変ありがとうございました。総務省さんとは、引き続きまた御議論をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

（吉川氏、飯塚氏、総務省（田原電波政策課長） 退室）

（総務省（池田市町村税課長） 入室）

○原座長 では、議題2「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」に移らせていただきます。

この件については、先月のこのワーキング・グループで日本経済団体連合会様から「住民税特別徴収税額通知の電子交付」という具体的な御提案をいただいているわけでありませう。今日は、この点について総務省様との議論ができればと思えます。

自治税務局池田市町村税課長にお越しいただいております。大変ありがとうございます。10分から15分程度で御説明をお願いいたします。

○総務省（池田課長） 総務省の池田でございます。よろしく申し上げます。

最初の1枚目のスライドでございます。

まず前提といたしまして「eLTAX（地方税ポータルシステム）の役割」ということで書かせていただいております。ここで申し上げたいのは、eLTAXの運用主体は一般社団法人地方税電子化協議会でございます、これは全ての都道府県や市区町村が会員として加入してございます。e-Taxと違しまして、総務省が運用するシステムではなくて、全地方団体の共同のシステムだということでございます。

2枚目のスライドですが、このeLTAXを活用しましたオンラインの利用率でございます。毎年着実に伸びているところではございまして、27年度、足元で見ますと法人関係については50%を超えているような状況でございます。

後ほど関係しますので見ていただきたいのが個人住民税（給与支払報告書）という線が真ん中あたりのところではございまして、これが足元で32.6%でございます。後の特別徴収税額通知と関係いたしますので、この数値を覚えておいていただければと存じます。

3枚目のスライドでございます。「ICT化の進展に対応した主な施策」ということで、平成16年以降、順次、eLTAXの対応業務をふやしてきてございます。左の最初のほうは法人2税の申告・届け出から始まりまして、給与支払報告書の提出の電子化でございますとか、

最近では国税との連携、最後は、本日これから御説明いたします個人住民税の特別徴収税額通知の電子化ということになってございます。これを順次拡充、また、利用率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

4枚目のスライドでございます。この個人住民税における特別徴収税額通知は2種類ございまして、よく混同して議論されているところもございまして、改めまして整理をさせていただきたいと存じます。1つは特別徴収税額通知（特徴義務者用）と書いてあるものでございまして、これは特別徴収義務者のところまで行くものでございます。この通知の中身は、毎月この額を特別徴収、いわゆる天引きしてくださいという額と、その総額が入っているだけの様式としてはシンプルなものでございまして、これが特別徴収義務者の方へ参ります。これの電子化が既に図られておりまして、紙と電子送付とどちらか特別徴収義務者が選択できることになってございます。

一方で、特別徴収税額通知（納税義務者用）というのは、皆様方もお受け取りになられたこともあるかと思えますけれども、短冊状のもの、従業員の全員分を特別徴収義務者にお送りさせていただき、それをばらしまして、各従業員の方に紙が行くというものでございます。これにつきましては、もう少し詳しい所得情報等が入っております。特別徴収税額を算出する根拠になる所得はどのようなものがあるのか、そういったものの情報も入った、従業員の方が受け取ったときに、自分の税額は正しい税額が算出されているのかどうか分かるような情報まで入ったものがこの納税義務者用でございまして、これはまだ紙でやっているという状況でございます。この2種類があるということでございます。

5ページへ参りまして、ここからが特別徴収税額通知のうち、特別徴収義務者用の電子化関係のお話をまずさせていただきます。左のほうは、先ほど話題にさせていただきました給与支払報告書の電子化というのが、早い時期になされております。このフロー図を見ていただきますと、特別徴収義務者が市区町村にこの給与支払報告書、これは1月末に出すわけですが、これを電子送付するときに、今度は5月に受け取る特別徴収税額通知、これも正確に申し上げますと特徴義務者用ですが、この電子送付の希望の有無を登録することができることになっております。

そうしますと、今度は右のほうへ行っていただきまして、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）が、この電子送付を希望された特別徴収義務者の方に電子で送ってくるというのが、平成28年度分の個人住民税から可能になっております。

同じ話がもう一枚出てきます。6ページで今のお話を整理したものでございまして、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」の通知でございまして、

枠の中を見ていただきます。eLTAXの機能追加、これは平成27年に既に行っておりまして、eLTAXを通じて送付する特別徴収税額通知について、平成28年度課税分からは、電子署名を添付した正本の電子的通知が可能となっております。これは税法の改正を行いまして、正本送付が可能という形になっております。

この要件を整理したのが、下の方に書いておりますけれども、給与支払報告書を電子的

に提出された特別徴収義務者の方に対してこの特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を電子的に送れるということが要件になっております。先ほど給与支払報告書の電子的提出率、3割強というお話をさせていただきましたが、実はそちらのほうの特別徴収義務者から送られてくる給与支払報告書の電子的提出率も上げていただかないと、なかなか今度は市区町村のほうでも電子でお返しすることができないことになってございます。

7ページに参りますけれども、私どもは、この特別徴収税額通知の電子化の推進を積極的に取り組んでいきたいと思っております。現状、足元で見ますと、この5月に課税される29年度分の課税で約2割の市区町村がこの電子化、正本で電子送付することに対応するという状況でございます。この割合をもっと高めてまいりたいと思っております。そのための通知を7ページにあるように発出しております。また機会を捉えて市区町村に御協力いただくようお願いしているところでございます。

最後に8ページが、御宿題もいただいております。納税義務者の方に最終的には特別徴収義務者を經由して送る通知の電子化についてでございます。

私どもも問題意識を持っておりまして、上のほうに書いてございますが、これを何とか電子化できないかということで、総務省の中に検討会を開催いたしまして、有識者、事業者、地方団体の課税実務者等から意見を聞きながら、方策を検討しているところでございます。ただ、まだ現在は導入する場合の課題、解決策の整理などを行っているところでございます。

幾つか解決しなければならない課題として挙げております。1つは、納税義務者用のこの通知が特別徴収義務者を經由していく通知でありますことから、最終的に納税義務者が受け取られた通知が真正なものであることが担保されなければならないということがございます。現状のオンライン化法も、基本的には間に機関を經由していくことを想定しておりません。一対一で結ばれるものをオンライン化法では想定されているところでございます。經由した場合でも真正なものが納税義務者に送られるということは、どのように担保できるのか、技術的な課題も含めて現在、研究をしているというのが1点でございます。

もう一点目が、今度は秘匿性の確保というのがございまして、先ほど申し上げましたとおり、特別徴収義務者用と違いまして、納税義務者用は様々な所得を名寄せしたものが送られてきます。端的な例で申し上げますと、ある会社から給与を受けている方が、他にアルバイトをして所得があった場合は、その所得も記載されて、合計所得金額、あなたはお幾らですよ、だから特別徴収税額はこうなりますねという所得情報が入っているものでございます。近年、納税義務者の御要望を受けて、特別徴収義務者のところでは見られないようにマスキング処理をしたり、圧着式にして開けば見られるような形の処理を施す自治体がふえております。

従来ですと、今、紙でやっているものは、もともと短冊状のものを特別徴収義務者にお送りして、特別徴収義務者はその短冊を一枚一枚従業員にお渡しするわけなので、特別徴収義務者のところには、あえてコピーをとらない限りはデータが残らないことになるわけ

ですけれども、今度、電子で送る場合は、あえて消去をしていただかない限りはデータが残ってしまうという問題がございます。そうすると、秘匿性の確保を何か技術的な安価な方法でできないものかということは今、ベンダーの方々からも御意見を伺いながら研究をしているところでございます。

3点目は簡単に済ませますが、いろいろな方法を私どもは今、検討しているのですけれども、その中で気をつけなければならない問題は、当面、書面交付と電子の交付と両方残っていくだろうと考えておりました、そうすることによってかえって二重管理、この人は電子ですよ、この人は紙ですよという負担が特別徴収義務者のほうにも残って、かえって負担が増えてはいけませんし、課税庁である市区町村にも負担にならないようにしなければいけないという点は、ちょっと注意していかないといけないと思います。

下の括弧書きに書いてありますとおり、特別徴収税額通知というのは各種所得証明をする際の証明書に使われております。福祉・社会保障の分野でありますとか、また、金融機関への借り入れのときとかの所得証明で使われていると聞いておりますので、紙で御希望される方も一定程度残ることが想定されるため、そういった点にも注意をして、今、検討しているところでございます。

説明が若干長くなりましたが、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、御質問はいかがでしょうか。

○高橋委員 まず、特別徴収義務者用のほうのお話について1点お聞かせ願いたいのです。条件として、毎年の給与支払報告書の電子提出をした人だけが受け取れるというシステムになっているようですが、これは別にこの義務を課す必要性がないように思うのです。単にダウンロードしたければダウンロードするというふうに、特別聴取義務者が望めばダウンロードできるシステムでもいいような気がするのです。そこはなぜ連結させなければいけないのかということをお教えいただければと思います。

○総務省（池田課長） 今の御質問でございますが、6ページをお開きいただけますでしょうか。6ページのところで若干説明をはしよらせていただきましたけれども、この特別徴収税額通知を送るためには、特別徴収義務者への送り先、アカウントがなければなりません。それを今どうやっているかといいますと、こまず、eLTAXの利用申請を行っていただくときに、特別徴収義務者ごとのフォルダがeLTAX上に作成されることとなります。このフォルダがないと、特別徴収税額通知を送って、これをダウンロードしていただくことができないということで、それが給与支払報告書の電子的送付とセットになっているということでございます。

○原座長 そうすると、その前の5ページに戻って、そもそもこのeLTAXでの給与支払報告書のオンライン提出率が低いところに問題があるということなのかと思うのですが、そこはなぜ広がらないのでしょうか。

○総務省（池田課長） これは私どもも経済界の皆様ともお話しする中で、大手の企業は

今は全てやっていただいておりますけれども、中小の事業者ですと、いろいろな市町村に居住している従業員がいるという形でなければメリットがありません。従業員がいろいろな市区町村から来て働いていると、それを振り分けるというのが一番のメリットでございますので、例えばある市にある事業者の従業員はほとんどその市の人だという場合はメリットがないものですから、そういったこともあろうかと思えます。そこは私どもも経済界の皆様とお話ししながら、ぜひ給与支払報告書も電子化を進めて、私たちが特別徴収税額通知の方の電子化を引き上げるように頑張りますので。責任をなすりつけるつもりは全くございませんで、お互いに相乗効果で電子化を進めていきましょうということでやってございます。

○原座長 確認ですけれども、大企業と中小企業の別で数字はとられていますか。e-Taxの場合だと逆の話も聞くわけです。

○総務省（池田課長） これは今、国税と一緒にすけれども、1,000枚以上を提出されるところは義務化をしておりますので、従業員が1,000人を超える企業は、電子的提出をやっていただいているところでございます。中小企業だけの従業員数別での資料は手元にはございません。

○原座長 わかりました。

あとはいかがでしょうか。

○村上専門委員 御説明どうもありがとうございます。

前回、経団連さんから要望が出たのは、8ページの納税義務者用の電子化の部分だと思います。2006年の「全国規制改革及び民間開放要望」でも市町村民税の特別徴収関係の手続の電子化を進めてほしいという要望があり、総務省の回答が、地方税法において電子化は妨げていないとなっています。だから、法律上はできるのだが、8ページに書かれているような課題があるので電子化が進まないという理解でよろしいでしょうか。

○総務省（池田課長） 当時の御回答が妨げていないというのは、恐らく2つの意味があったと思うのですが、まずはeLTAXというのは先ほど申しましたとおり、国税と違いまして全地方団体が共同してやっているシステムでございまして、各団体がeLTAXを使わないでそれぞれの事務について電子化を進めることは全く妨げられていないわけです。それは非効率ですので、実際には個別団体が個別にシステムを構築してやるということはほとんどあり得ませんが、そういうことは妨げていないという意味と、もう一つは、このeLTAXも徐々にこの手の業務拡大、サービス拡大を図ってきておりますので、それはいつかの段階でこういったものの電子化を進めたいというお答えをさせていただいたのではないかと思います。

○村上専門委員 すみません。ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれません。地方税法では、納税義務者用の税額通知が電子化できないとは書かれていないということでよろしいですか。

○総務省（池田課長） 正確にお答えするのは難しいのですが、少し正確でなければ後ほ

ど訂正させていただきますが、今の地方税等において、電子化することは否定していないとは思いますが、今、eLTAXというシステムを使ってということであれば、それに関する法令上、規定の整備をする必要があるということでございます。

○村上専門委員 法律改正が要るのか、そうではないかを確認したかったのですが、今のお答えで結構だと思います。ありがとうございます。

その上で、8ページに書かれている課題については、2008年の電子行政分科会でも同様の議論がなされていたのですが、その後いろいろ検討されて、マイナンバーなども導入されたので、何か解決策が今見えてきているのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○総務省（池田課長） 私どもは、やり方としては2つあるかと思っております、1つは、相当技術的な進展もありますので、この秘匿性の確保、真正性の確保を、そういった新たな技術を使った上で、eLTAXを活用して電子化する方法と、もう一つは、経済界の方からも御要望を受けたことがあるのですが、マイナポータルに直接送ってはどうかというような御意見もいただいております。それぞれに長所短所がありまして、それはマイナポータルであればマイナポータルの普及率の話もまたかかわってまいりますので、そういった複数の案を今、検討の俎上にのせて議論しているところでございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

私も、マイナポータルは悉皆性というか、全員が利用できる状況になっていないとなかなか悩ましいかと思うのですが、恐らく特別徴収義務者経由で提供するときの問題、真正性については罰則規定とかいろいろ方法はあるかと思いますが、2番目の秘匿性については、本当にどこまで秘匿しないといけないのか、以前の紙の場合は皆さん見ていたのが、いきなりここに来てなぜ秘匿性が高まったのかよくわかりません。これがクリアされれば企業経由で電子的に送ることもできると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○総務省（池田課長） 特別徴収義務者というのは、地方税法にも位置づけられ、地方税の徴収を課税庁と一体となってやっていただく主体でございますので、そういった意味では、特別徴収義務者が納税者の所得を見て問題があるわけではありません。ただ一方で、個人情報保護の意識の高まりの中で、そういうことを見られたくないという納税者の方々のお気持ちも十分わかるものですから、実際にマスキング処理を今、紙で行っている団体も数百団体に及んでいるという状況でございます。

こういったことを踏まえすと、電子化したら秘匿性はなくなりましたという形にはやはりできないと考えてございます。

○高橋委員 暗号を付すとかはできないのですか。パスワードをかけたり、要するに通知を受ける特別義務者本人にしか開けないようにするとかはできないのでしょうか。

○総務省（池田課長） そういった技術もございますが、そうすると、例えば暗証番号をどうやって納税義務者の方だけに送るのだとか、また、納税義務者のほうの負担ですね。こういったこともございますので、高橋先生から御指摘を受けたこと排除するものではご

ざいませんが、どういった技術があるのか、私どもにはわからない部分もございますので、よく勉強させていただきたいと考えております。

○原座長　ここはそんなに難しいのですか。

○村上専門委員　最近、例えば入社したときに、入社した相手に入る会社からメールを1通送って、そのメールからあるページを開いていろいろな手続をすると、社会保険関係から税から全部手続が終わる。それを会社経由でいろいろなところに出すのも半自働で行えるというようなクラウドサービスも出てきているので、それを使えば、会社に来たものを本人のメールアドレスに送って、本人だけが見るということもできるのではないかと思うのです。今おっしゃったように、最近は技術が随分進んできているので、余り負担なく実現できる方法が早晚見つかるのではないかと思います。大手ベンダー以外にも、最近の新しいクラウド系ベンチャーにも話を聞くとヒントが見つかると思います。

○原座長　ありがとうございます。

今の秘匿性の部分はそういった形で解決の道筋があると思いますし、秘匿性も真正性の部分もそうだと思うのですが、紙の世界であっても、これまでもそんな可能性はあったのでしょうかというところをちょっと必要以上に御心配されているようにも聞こえるのです。これは以前から議論なされたところだと思いますが、秘匿性の部分についても、まだマスクキング処理されていない自治体もあるわけで、一旦これでやってみて、さらに秘匿性の確保を高めるための措置は継続的にやっていくということでもいいのではないかと思います。

また、真正性の確保という部分についても、紙であっても改ざんされるとか、あるいはそもそも渡さないとか、そういったことは十分あり得たと思うのです。そういったことを考えても、これはぜひ早急に進めていただけるとよろしいのではないかと思います。

この検討会の検討のスケジュール、それから検討の方向性、もし何かありましたら教えてください。

○総務省（池田課長）　そのスケジュールの前に一言だけですけれども、紙と電子が違いますのは、何か漏えい事案が起こったときに、電子の場合は一度に大量ということが起こってまいります。ですので、私ども、これは積極的に検討しているわけでございますけれども、その技術面のクリアだとか、そういったものは税の手続の中で個人情報情報の固まりでございまして、ある程度のところで見切りで発車というわけにはなかなかまいりません。納税義務者の方、経済界の御意見、地方団体の御意見もよく聞きながら、あり得べき方策を考えてまいりたいと思っております。

スケジュールの問題ですけれども、この研究会は、実はこのテーマだけの研究会ではございませんでして、個人住民税絡みの研究、さまざまな課題を年々歳々扱っている研究会でございます。特にそういった意味では、この3月までですとか、そういった締めがあるわけではございませんけれども、この納税義務者用の件について、私ども、期限の約束はできないのですけれども、できるだけ早く解決の方策を見出していきたいと考えてござい

ます。

○原座長 あと、もう一つ戻りますけれども、事業者向けの電子化の通知のところ、これは正本にしたのですけれども2割しかやっていませんという状態のままですと、やはり困るわけでございまして、先ほどのそもそも給与支払報告書が出てこないという話がありましたけれども、何か別のやり方も含めて、これをどう高めていくのかということ、どういった場で御検討されているのでしょうか。

○総務省（池田課長） 私どもの調査結果では、29年度からが2割、30年度からが5割ということになってございます。そうすると、もう少しこれは実態をつぶさに見てみないといけないのですが、小規模な市町村も結構あるものですから、そういったところで特別徴収税額通知（特徴義務者用）を電子的に送ってほしいという事業者がいるところと、いないところもあります。小規模市町村になってくると今度は費用対効果の面も出てまいりますので、これが100%に必ずかという、費用対効果の面からと、どこかその手前の水準もあるかもしれません。まずはこの30年度5割というのをさらに伸ばしていけるように、私ども、これをできるだけ対応するように各市町村に訴えてまいりたいと思っております。

○原座長 お願いします。

○高橋委員 お願いなのですが、私は行政手続部会のほうも仕事をしております。事業者のほうから税に関する負担が重いというアンケート結果もしくはヒアリング結果が出ております。その中でも地方税そのものの話と並んで、企業が負担する従業員関係のさまざまな手続の負担が重いというのがベストテンの中に入ってきて、それを何とかしてくれというのが大きな課題になっております。

そういう意味で、税について基本的な負担を軽減するという点では、電子化を進めていくというのが大きな軽減策になるのではないかと私は思っています。閣議決定でも重い課題として言われておりますので、ぜひ本格的に、いろいろな問題はありますが、前向きに御検討いただいて、ぜひ成案を得るべく御努力いただきたいという願いをしておきたいと思えます。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

検討会での検討の様子もまた教えていただきながら、引き続きこの場でも議論させていただければと思います。

お忙しい中を大変ありがとうございました。引き続きよろしく願いいたします。

（総務省（池田市町村税課長） 退室）

（文科省、文化庁 入室）

○原座長 では、議題3「IT時代の遠隔教育」に移ります。

今日は、学校での情報セキュリティポリシー、遠隔教育に関する著作権制度について、議論をいたします。

まず、議論の経緯について、事務局から説明をお願いします。

○西川参事官 遠隔教育につきまして、資料3-1に基づいて説明させていただきます。

以前の第5回の投資等ワーキングでは、この資料3-1の1ページにある2つの問題以外についても、義務教育において遠隔教育を導入することについてなどの議論がされたわけですが、本日は、学校における情報セキュリティポリシー、遠隔教育に関する著作権制度、この2つについて御説明させていただきます。

まず、「1. 学校における情報セキュリティポリシーについて」です。セキュリティポリシーの問題については、下の「<第5回投資等WG会合における主な指摘>」に記載しましたが、ワーキング会合では、「校務と学習の情報を分離する、という議論がなされる前にネットワークの構築を進めようとしてしまった結果、導入コストが膨れ上がってしまったのではないかとか、あるいは「実証実験を通じて、初期費用10万円程度で遠隔授業を開始できると証明されているが、ネットワークポリシーが整備されていないがために、導入が進んでいない」のではないかとといった指摘がされました。

このような指摘を踏まえて、上の「<第5回投資等WG会合を踏まえた問題意識>」というところですが、文部科学省に対して、例えば学習システム上で遠隔授業を実施するに当たって、学習情報システムに必要とされるような高度なセキュリティが必要とされてしまうせいで、遠隔教育を開始するためのコストが増大しているのではないかとといった観点から、遠隔授業を今すぐ始められるネットワークポリシーを早期に整備するなど、すぐにインターネット上で実施できるようにすべきではないかといった問題意識を投げかけたところです。

次に、「2. 遠隔教育に関する著作権制度について」です。著作権制度についても、下の「第5回投資等WG会合における主な指摘」のところに記載しましたが、ワーキング会合では、高等学校で現在行われている遠隔授業において、著作権法のガイドラインが存在しないために、音楽の授業で教科書に掲載された曲を演奏することが難しくなっているのではないかとか、あるいは、これも高等学校の遠隔授業において、当日の授業で生徒に配布する参考文献の電子ファイルをサーバーにあらかじめ貯めておくことが難しいのではないかという指摘がされました。

このうち2番目の指摘については、1枚めくっていただいて、参考1にあるホットライン要望でも、これ自体は遠隔教育に限ったものではないですが、同様の指摘がされています。

こういった指摘を踏まえて、1枚目に戻って、上の「<第5回投資等WG会合を踏まえた問題意識>」のとおり、学校その他の教育機関において著作物を授業に利用することについては、一定の条件下では認められているが、いまだ不十分な点があるのではないか、著作権法の解釈に係るガイドラインが示されていないことが支障になっているのではないかといった観点から、より柔軟に教育に関する著作権法の在り方を検討し、また同法に係るガイドラインの整備、ないし文化庁の法的解釈を広く周知すべきではないかといった問題意識を投げかけたところでした。

以上でございます。

○原座長 では、文部科学省生涯学習政策局の磯情報教育課長、それから、文化庁長官官房の水田著作権課長から御説明をお願いいたします。

○文部科学省（磯課長） それでは、まずは学校における情報セキュリティポリシーにつきまして、情報教育課から御説明させていただきます。資料をおめくりください。

まず、学校のネットワークの構成ですけれども、大きく分けて、こちらにもありますように、校務系と学習系に分かれて、校務系というのはバックヤードのシステムでございます。学習系は、今、タブレットによる学習ですとか、Wi-Fiを結んだ学習ですとか、学習系のサーバーも含んでという形になりますけれども、こういったことが学習系のネットワークで、遠隔教育を行う際も、そちらのシステムは学習系のネットワークに属するという形になります。

校務系と学習系のネットワークは、論理的または物理的に分離することが基本だということを原則にしておりまして、それは2ページ目でございますけれども、「教育の情報化に関する手引き」というものを学習指導要領改訂ごとに更新して出しております。直近のものが平成22年10月になりますけれども、こちらにも情報セキュリティを守る上で校務用ネットワークと授業用ネットワークを論理的または物理的に分離し、児童生徒側から校務用データが見えないようにすることが基本である。実は児童生徒が校長先生のデータにアクセスして、それを漏えいしたという事案もあったりするものですから、それは本当に子供を犯罪にさらすことになりますので、まずあってはならないということで、分離することが原則です。

ただ、ここの分離をしっかりとしていない場合において、あるいはネットワークポリシーを特に分けていない場合において、どうしても高いほうに引きずられますので、例えばLGWANでないとかやっちはいけませんという規定が残っているようなケースもございます。ただ、実際には遠隔教育をやられている自治体におかれましては、そこは通常措置されているものがあるのではないかと考えております。後ほど申し上げるガイドライン策定の関係もありまして、私どもで昨年12月に調査いたしましたところ、94%が何らかの形で分離をしているという回答をいただいている状況でございます。

佐賀県の事案、問題意識のほうでも御紹介いただいておりますが、3ページでございます。実はこちらのほうは、2.2(2)にありますように、校務系サーバーと学習系サーバーを分けてはいたのですけれども、バックドアがありまして、管理用セグメントを介して接続されていて、そこはパスワード管理が非常にアバウトであったということがあって、ファイアウォールの設定についてもしっかりされていなかった。佐賀県の事案は、学習系のWi-Fi、タブレットから校務系まで入られて、それで指導系の文書も出てしまった。漏えいまでは至ってなくて窃取でとどまっているのですけれども、そういった事案でありまして、こういったことがございました。

それを踏まえまして、4ページでございます。先ほどの事案が発覚したのが昨年6月で

ございますが、7月には、まず学校で点検をしてくださいという通知を緊急で出しました。こちらの通知は、基本的にまず学校で点検をしてくださいということにとどまっているのですけれども、ちょうどそのタイミングで5ページにあります「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」、これは校務系だけではなくて学習系も含めて全体としての学校の情報化レベルを上げていくという形の懇談会なのですけれども、その中で緊急に御議論いただいて、緊急提言を出していただいております。1にありますように、校務系と学習系システム分離について、改めてここで周知するとともに、学習システムには個人情報をおかないですとか、重要な個人情報を扱う校務系システムは教育委員会が管理する、あるいは二要素認証を導入する。基本的にセキュリティのイロハの部分なのですけれども、まずこれを改めて通知をして、対応していただいているという状況でございます。

6ページでございますように、さらに踏み込みまして、特に学習系について高いポリシーを掲げられて、特にインターネットも接続できないということになると学習系で使えなくなりますので、そういったことも含めて、教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定するというので、下にあります対策チームというものをつくります。これは昨年9月に発足したのですけれども、今、このガイドライン策定に向けて調査研究を含めて御議論いただいている状況でございます。

今年度末に、ちょっと超えるかもしれないのですけれども、案を公表できればというスケジューリング感で進めておるといったことで、こういったことを含めまして、基本はしっかりとこの辺を御認識いただければ、あるいは自治体のほうでしっかりと御対応いただければ、こういった問題は解消されてくるのではないかと認識をしている次第でございます。

御説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、説明を続けてお願いします。

○文化庁（水田課長） 文化庁の著作権課長をしています水田でございます。よろしくお願いします。

それでは、資料3-3に基づきまして御説明させていただきます。「遠隔授業に関する著作権制度について」でございます。

まず、1ページを御覧ください。教育機関における著作物利用に関する制度の概要ということで、現在の法制度について簡単に御説明をさせていただきます。

上のピンクのところでございますように、通常、他人の著作物を利用するためには事前に権利者の許諾を得ることが原則となっているわけでございますけれども、御承知のとおり、著作権法の中には一定の権利制限規定が整備されておまして、一定の条件のもとでは許諾なく著作物を利用することができます。実際の例としましては、複製、いわゆるコピーにつきましては、教育機関において、授業で使用するために他人の著作物を複製することは、権利者の利益を不当に害しない限度において、権利者の許諾を得なくても可能だということになっております。要しない例としましては、自分で教材をつくる際に新聞記

事や写真などを挿入する、また参考として書籍の一部分をコピーして配布するなどがあり、そういったことは通常行われていると思いますけれども、可能となっています。

一方、利益を不当に害する例としましては、本来学生一人一人が購入すべき書籍や教材、例えばドリルのようなものを一部のみ購入して、コピーして配るといった行為は権利を不当に害することと考えられております。

2つ目の演奏等でございますが、営利を目的としない上演、演奏、上映、口述については、許諾を得なくても可能でございます。このため、普通に音楽の授業などで歌ったり、演奏したりということは許諾は不要でございます。

3つ目の公衆送信でございますが、これはインターネット送信その他が入っておりますけれども、現在の制度上は、遠隔地の2つの教室で同時に授業を行うといった場合に権利者の利益を不当に害しない限度において、権利者の許諾を得ずに公衆送信を行うことができるという規定がございます。このため、同時の遠隔授業、ライブで行っている部分につきまして、一方の教室の講義の映像ですとか、あるいは楽器の演奏、歌唱、これを別の教室に送信することは可能となっております。

一方、これに該当しない公衆送信につきましては、原則どおり権利者の許諾が要ることとなっております。例にございますように、eラーニング用に他人の著作物を収録した講義映像を学校のサーバーにアップロードしておいて児童生徒に受講させるとか、対面授業のための参考資料を事前に学内サーバーにアップロードしておき、児童生徒にダウンロードさせるといったことにつきましては、許諾を得て使っていただくという原則に戻るわけでございます。

1枚おめくりいただきまして、次の2ページでございます。昨年2016年の知的財産推進計画や再興戦略でも、これらの課題につきまして、御指摘いただいているところでございます。

その次の3ページを御覧いただければと思います。現在の著作権法上の課題を整理させていただきます。これにつきましては、文化庁でも課題ということを認識しておりまして、調査研究を実施したり、文化審議会で関係団体のヒアリングなどを行いながら、これまで検討を行っているところでございます。

現状のところをごらんいただきますと、今回遠隔教育に係る課題としましては、大きく2つのポイントがあろうかと思っております。1つ目としては、著作権処理を円滑に行えないということ。2つ目としては、権利処理の要否が判断できないということ。そうしますとどういったことが問題かといいますと、その下の課題①にありますように、利用を萎縮してしまって、本来使いたいものを使わずに、逆に教育効果、教育の質が低下してしまうおそれがあること。②にありますように、多大な手続費用がかかって学校運営にも影響が及ぶということ。③の許諾を得ずに利用するということは、コンプライアンス上のリスクもございますので、そういう課題があろうと認識しております。

ただいま御説明した課題については下のオレンジ色の四角で示されているこの4点の観

点から検討しているところでございますけれども、一番左の権利制限規定の見直しにつきましては、法制度上の問題ということで、自由に利用できる部分をどうするかという課題でございます。

その右側の3つ、ライセンス環境の整備、法解釈に関するガイドラインの整備、教育機関における研修・普及啓発、これらにつきましては、法の運用上の課題として整理しまして、現在当事者同士の協議をやっていただいているところでございます。

さらに次のページをごらんください。これは現在の検討状況でございます。まず「1. 文化審議会における検討状況」ということで、先ほどの一番左側の制度上の問題についてです。これにつきましては、委員から、四角の中にご覧いただけますけれども、権利制限の対応の必要性・正当性に賛同する意見が多く述べられているという状況です。現在、より詳細な制度設計のあり方について、権利者の適切な利益の保護とのバランスを図る観点から、補償金請求権の付与の可否等の論点について整理しているところでございます。

先に論点だけもう一つ申し上げますと、「2. 当事者間協議における検討状況」ということで、これにつきましては、文化審議会と並行いたしまして、教育関係団体と権利者団体で構成します当事者間協議というのを昨年2月から始めております。その協議の場で、ライセンス環境の整備ですとか法解釈に関するガイドラインの整備、著作権に関する学校での研修・普及活動のあり方について検討しているという状況です。実は本日、先ほどまで文化審議会が行われておりました、中間まとめがまとまったところでございます。今、資料はございませんけれども、御報告させていただきます。

まず、権利制限規定の見直しという関係でございますが、先ほど申し上げましたように、これまでは同時授業の場合の送信に関してだけが送信関係では無許諾でできるということだったわけですが、今回の見直しによりまして、異時の送信に関しても許諾がなくてできることにしようという方向でございます。異時の場合はこれまで事前の許諾が必要で、かつライセンス料を払う必要があったのですが、無許諾とするということで一致いたしております。これは学校の授業で使う限りにおいてということなのですが、主体は今までと同じで、先生が自分の授業で使うという前提でございますが、異時の場合でも可能となります。

ただし、これまでよりも著作物を含む資料等がサーバーにたまってしまう場合、権利者に及ぶ不利益も増すことから、今回新たに権利制限を認める部分につきましては報酬請求権を付与しようということでございますので、事前に一々許諾をとるのではなくて、使うことは自由だけれども、そのかわり一定の対価はお支払いいただくということでございます。

イメージとしましては、窓口の一元化をしまして、権利者も現在団体の設立に向けて取り組んでおりますけれども、そういったところを通じて補償金をお支払いいただく。その補償金がまた権利者に戻っていく。そういうシステムをつくるべきではないかという中間まとめになっております。

先ほどの残りの3点につきましても、これはこの1年間で非常に大きな進展がございまして、今までの一番の課題は教育機関側としても、著作物を使用する際の手続きにおいて、どこにどういうコンタクトをしていいかわからない。そういう状況が主だったかと思うのですけれども、当事者同士の話し合いという場ができて、そこで非常に話が進んでいるところございまして、御指摘の中でもガイドラインとございますけれども、これは当事者同士で法律でどこまで規定するかというのは余り詳細までは規定できない部分もございまして、著作権法に関しましては私法でございますので、行政法規と違いました文化庁としても逐一有権解釈をする権限がないということもございまして、そういったこともございまして、当事者間同士でこういったところまでは権利義務を主張するけれども、こちらは結論ですとか、そういったことを盛り込んだガイドラインもつくっていかうという動きになっております。

さらに権利者のほうからは、学校でももっと著作権の教育を充実してほしいという意見がございまして。先生たちの意識改革といいますか、知識をしっかりと身につけていただくという意味でございまして、それについても各学校種の団体から、著作権に関する研修や普及啓発を強化しますということを表明していただいている状況でございまして。

したがって、今いろいろと御指摘を受けているところでございますが、精力的に審議会で検討しております、中間まとめができたという状況でございます。

以上でございます。

○原座長 どうもありがとうございました。

では、順番に行きたいと思いますが、まずは情報セキュリティポリシーについて御質問等はございますか。

○村上専門委員 御説明どうもありがとうございます。

この2種類、かなりセキュリティを求める要件が違うと思います。学習系は校務系よりは緩くてもいいかと思うのですが、そのあたりのセキュリティポリシーのバランスは、どのように検討されているのでしょうか。

○文部科学省（磯課長） 当然のことながら、校務系の場合には指導要領、いわゆる学籍です。児童生徒の戸籍に近いものだと思うのですが、自治体で言う基幹系システムに近いようなものも入っています。なので、自治体のほうはかなり今そのセキュリティポリシーが高まってきていますので、ちょっとそれに引っ張られているところがあります。

ただ、学習系につきましては、そもそもインターネットとつながないと学習になりませんので、あるいはそもそも児童生徒が使うものです。以前からも、分けていなくてアクセスしているという状況がありまして、基本的には私どもの考えとしては、学習系はできるだけ低い、要するに学習系になじむセキュリティということです。ですので、商用回線もオーケーという形の方向になっていくのかなと。現状もそういった形で運用されている自治体さんは多いと思います。

校務系については、校務系でもいろいろありますけれども、一番きついでるところで言うと

マイナンバー系とはちょっと違うと思いますが、いわゆるLGWAN系と言われるところです。そういったところを少し参照しながら考えていくことになるだろうと、そういったところでございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

○原座長 では、このセキュリティポリシーのところについては、御説明にありましたように、ガイドラインの策定、そのもとでの運用を引き続きしっかりやっていただくと。特に遠隔教育のさらなる拡大に対応できるように、ぜひしっかりやっていただければと思います。

それでは、その次の著作権のほうに移りたいと思います。先ほど異時送信の話もございましたけれども、せっかく昨年から解禁されてできるようになりました高等学校での遠隔教育を行っていく上で、リアルな教室と同じように教材の利用、あるいは演奏といったことができるのかどうかお尋ねしたいと思います。

まず、リアルな教室、すなわち従来の対面でなされている教室での授業であります、これは確認ですけれども、リアルでの教室の場合には、授業の教材として資料、その中に著作物を含むものを配布する、授業の中で音楽を演奏する、自宅学習用に宿題を出すといった形で著作物を含むプリント、資料などを配布するということはできるのかと思います。それから、資料、著作物を含むものを当然ながらどこかに保管しておく、紙で保管するということも問題ないのかと思います。

次に、それが遠隔授業の場合にできるのかどうかということで、遠隔授業の中でも、先ほどお話がありましたような、2つ会場があって、主会場と副会場があるという方式の場合。それから、生徒が受信側にしかない、先生のいるところには生徒はいない場合。高校で解禁された遠隔教育の場合には、これも認められておりますので、実際の遠隔授業はこのような2つの場合が考えられると思います。これらの場合において、2つに分けてお話をしたほうがいいのかと思います。

これらの場合において、2つに分けてお話をしたほうがいいのかと思います。

まず、主会場と副会場とがある合同授業の場合には、授業での教材、資料について送信をすること、それから演奏をすること、はできるのでしょうか。

○文化庁（水田課長） 合同授業の場合ですと35条2項による複製や38条1項による営利を目的としない演奏として認められる可能性はあると思います。

○原座長 今、高校で認められた遠隔教育は同時送信で同時にやる授業ですが、生徒は受信側だけにいますと。その場合に資料を送信する、あるいは演奏する、これはだめなんでしょうか。いずれにしても合理的に考えて、高校での遠隔教育がせっかく認められました。その中で、教材は使えませんというのでは遠隔教育を認めた価値が半減してしまうのではありませんか。演奏はできません、音楽ができないではないですか。

○文化庁（水田課長） 当該行為が演奏に該当する場合、営利を目的としない演奏として認められる可能性があります。

○安念委員 それは権利制限基準とは別のほうですね。非営利の演奏のことをおっしゃっているわけですね。

○文化庁（水田課長） さようでございます。

○原座長 そうすると、35条の2項のただし書きで、38条1項の場合に上演すること、演奏することに関して公衆送信を行うことができるという規定は何の意味があったのですか。今のことがこの規定とは関係なくできるのだったら、最初からこれは要らないのではないのですか。

○文化庁（水田課長） 当該行為が公衆送信に該当する場合は、35条2項として認められる可能性がありますので、そのような趣旨かと思えます。

○原座長 生徒が先生のところにはいない場合、公衆送信はできないのですか。もしできない場合、そこはできるようにしてほしいのです。高校の遠隔教育を認めたわけですから。何で合同授業の主会場に生徒がいるときしかできないのか、教材に関しては生徒が先生と一緒にいるときしかできないことになっているのか、その合理性がわからないのです。

○文化庁（秋山課長補佐） 御質問の事項については法解釈の幅があるものもございしますので、そのあたりにつきましては、私どものほうでもしっかり整理したほうがいいと思いますので、改めてまた考えさせていただきます。

○原座長 ぜひ整理してください。これは文化庁さんで出されているパンフレット、御存じだと思いますけれども、「学校における教育活動と著作権」の表紙も含めて4ページ目のところを見ると、「主会場がなくスタジオから直接、遠隔地に送信し授業を行う場合」はバツということになっていて、要するにこれが意味しているのは、生徒がいない状態でスタジオないし先生のいる学校の教室で、先生だけがいる状態で送信する場合はだめだと言われているのではないかと思うので、それはもう一回よく整理していただけますか。

○文化庁（水田課長） 承知しました。

○原座長 お願いします。

よろしゅうございませうか。

○安念委員 だから、35条2項の少なくとも伝統的というか業界的な解釈は、スタジオから、つまりリアル教室には誰も生徒がいなくて、先生が何かしゃべっている。その教材もネットで生徒だけがいる会場に飛ばすのはだめだ。というものだったと私は思います。つまり、このパンフレットの言うバツというふうに解釈されていたのだと私は認識しています。

○原座長 私は主会場と副会場がある合同授業での授業の教材としての資料配布や授業の中で演奏はできると整理しましたがけれども、一方でだめだという解釈をされている方々も結構いらっしゃる状態ですので、ここはまずしっかり周知をしていただきたい。それから、遠隔授業で生徒が受信側にしかいない場合に授業の教材として資料を配布したり、授業の中で演奏することができるのかということところはしっかり整理していただきたい。必ずしも法改正ではなくて、現行の法律の規定のもとでこれはでき得るのではないか、解釈で対応

し得るのではないかと私はと思いますが、必要があれば法改正も含めて対応いただければいいのではないかと。それから、自宅学習について、今、紙で宿題を出すのはもちろんオーケーなわけですが、自宅から見られるようにする。宿題をサーバーに置いておくので自宅から見てください、これはだめなのでしょうか。

○文化庁（水田課長） 学校等の授業の過程における著作物の利用につきましては、複製については35条1項、公衆送信については35条2項の内容とその解釈の問題となるかと思えます。

○原座長 また、先ほどの文化庁さんのパンフレットによると、調べ学習のために新聞記事などをコピーして配布するのはオーケーということでありまして、宿題でプリントを配布するというのも当たり前に行われていると思うのです。同じことを電子的にやることも認めてください。それは別に生徒が自宅で見ただけのことであって、何ら紙で配っている場合以上に著作権を侵害するわけでも何でもないですから。それは御検討いただけるでしょうか。

○文化庁（水田課長） まさにその点を含めて今回、審議会で検討している事項でございます。

○原座長 わかりました。資料を紙で保管するのは当然大丈夫で、サーバーに保存するところについて、これも心配だと言われる方がたくさんいらっしゃいます。何で心配なのかということ聞いていくと、これは著作権法第35条ガイドライン協議会というところが出されているガイドラインがあって、そこでは校内LANサーバーに蓄積することはバツだと書かれているということなのですが、これはどうなのでしょうか。

○文化庁（秋山課長補佐） これも35条の解釈の問題となるものと考えます。

○原座長 わかりました。

では、これは検討するところを検討していただき、周知が不十分なところは引き続きやっていただく。それから、協議会が出されているガイドラインについても必要があればこれも修正を御要請するという立場なのかどうなのかわかりませんが、それも含めてぜひしっかりと世の中に周知されるような形をお願いできればと思います。

あと、いかがでございましょうか。

○高橋委員 検討のスケジュールはどうなっているのですか。最終的に。

○文化庁（水田課長） この後、パブリックコメントを1カ月ほどかけまして、その後、それを踏まえて取りまとめを急ぎたいと思っております。

○原座長 先ほどおっしゃった異時送信の問題は理解しましたけれども、それ以外にも、今、御指摘申し上げたような点が幾つもあると思えますので、それも含めてぜひ検討をお願いできればと思います。

○文化庁（水田課長） 承知しました。

○原座長 よろしゅうございましょうか。

では、どうもお忙しい中を大変ありがとうございました。

(文部科学省、文化庁 退室)

○原座長 では、事務局からお願いします。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループの日程につきましては、事務局からまた御連絡申し上げます。

○原座長 では、どうもありがとうございました。